

委員会 視察成果報告書

令和6年11月7日

犬山市議会

議長 柴田 浩行様

議員名 諏訪 豊

下記のとおり、視察の成果を報告いたします。

(1) 観察年月日	令和6年 11月 1日(金) ~ 令和6年 11月 1日(金) (0泊 1日)
(2) 観察地	愛知県 常滑市 「宿泊税について」
(3) 観察の種類	常任委員会 (建設経済委員会) 常滑市に於ける宿泊税の導入については、平成29年、令和5年に行われた一般質問がきっかけとなり、検討が開始されたとあった。市内には、旅館業法によって営業を許可された施設が28軒あり、全体の部屋数4297室、定員数7716人と、愛知県内では名古屋に次ぐ規模であり、全体の70%を空港島内の宿泊施設が占めている。宿泊税の概要として、旅行やビジネスを目的とした来訪者の受け入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用に充てるため宿泊税を令和7年1月6日からの施行で宿泊者1人1泊につき200円を徴収する、とあった。
(4) 観察成果 (観察地ごとに記入)	
(5) 犬山市に対する提言	宿泊税を導入している自治体においての導入目的としては、「都市の魅力を高める」以外には、長崎市のように、「観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」と掲げている。 常滑市では宿泊税を「飲み歩き・食べ歩きMAP」の製作や「無料シャトルバス」の運行などに活用しようとしている。犬山市でも様々な観光施策に活用できる「宿泊税」の導入を検討すべきである

